

## 助成対象経費について

### 福井県重度身体障害者住宅改造助成事業実施要綱

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、対象者の日常生活を容易にすることを目的とし、住宅の玄関、台所、便所、洗面所、浴室等を改造するための工事費に10分の8を乗じ得た額とする。ただし、限度額を800,000円とする。

### 坂井市重度身体障害者住宅改造費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 重度身体障害者が日常生活に著しい障害があるため、住宅を改造する必要があるときその費用の一部を助成することにより福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成の範囲)

第4条 助成の範囲は、住宅の玄関、台所、便所、洗面所、浴室等を当該身体障害者の障害に応じて第1条の目的達成のため改造した場合にその費用の一部を助成するものとする。ただし、重度身体障害者日常生活用具給付等事業費、居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の対象経費は、本事業の対象経費から除く。

上記事業実施要綱をもとに助成を行うため、

助成対象となる経費は下記に該当する工事となります。

- 障害内容に応じた改造工事であることが確認できるもの
- 日常生活用具給付等事業費の対象とならないもの
- 介護保険の住宅改修工事の対象とならないもの

また、住宅敷地内での障害内容に応じた改造工事であれば、

下記についても助成の対象となります。

- 車庫から住宅入口(勝手口含む)までのアプローチ部分
- 住宅玄関までのアプローチ部分
- 別棟が障害者の主たる居住空間である場合の別棟改造工事。ただし、母屋と別棟とを併せ「住宅」と認定するため母屋に対する助成はできない。